

種別	管理コード	措置の概要(対応案)	各府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各府庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各府庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	提案主体	特区推進室	規制の特典事項(事項名)	
カジノ設置に関する特例	0100010	現金を賭けスロットマシンやルーレット等に興じることは、刑法上の賭博罪に該当すると思われる行為であるが、現金賭博改革会議の開催がまだ完了していない。刑法に関するものは特区制度の対象外とされている。	提案主体からは風俗法の特例に関する要請も出されているところであるが、この点については、具体的に検討の上、回答された。なお、法務省は「刑法改正により特定の地域のみその適用を許すことはできず、カジノを刑法3章の賭博罪から外すことはできないが、刑法3章による合法化については、いずれかの府庁でカジノを合法化する法律が成立すれば同時に当該地域と関連した府県もある」と回答している。	現金を賭けスロットマシンやルーレット等に興じることは、刑法上の賭博罪に該当すると思われる行為であるが、現金賭博改革会議の開催がまだ完了していない。なお、法務省は「刑法改正により特定の地域のみその適用を許すことはできず、カジノを刑法3章の賭博罪から外すことはできないが、刑法3章による合法化については、いずれかの府庁でカジノを合法化する法律が成立すれば同時に当該地域と関連した府県もある」と回答している。	C						1042010	熱海市	熱海温泉観光光臨興特区	カジノ設置に関する刑法の改正又は特別法の整備
	0100020	現金を賭けスロットマシンやルーレット等に興じることは、刑法上の賭博罪に該当すると思われる行為であるが、現金賭博改革会議の開催がまだ完了していない。刑法に関するものは特区制度の対象外とされている。		現金を賭けスロットマシンやルーレット等に興じることは、刑法上の賭博罪に該当すると思われる行為であるが、現金賭博改革会議の開催がまだ完了していない。なお、法務省は「刑法改正により特定の地域のみその適用を許すことはできず、カジノを刑法3章の賭博罪から外すことはできないが、刑法3章による合法化については、いずれかの府庁でカジノを合法化する法律が成立すれば同時に当該地域と関連した府県もある」と回答している。							1042020	熱海市	熱海温泉観光光臨興特区	カジノ運営に関する風俗法等の特典及び業務の適正化に関する法律の改正
	0100030	現金を賭けスロットマシンやルーレット等に興じることは、刑法上の賭博罪に該当すると思われる行為であるが、現金賭博改革会議の開催がまだ完了していない。刑法に関するものは特区制度の対象外とされている。		現金を賭けスロットマシンやルーレット等に興じることは、刑法上の賭博罪に該当すると思われる行為であるが、現金賭博改革会議の開催がまだ完了していない。なお、法務省は「刑法改正により特定の地域のみその適用を許すことはできず、カジノを刑法3章の賭博罪から外すことはできないが、刑法3章による合法化については、いずれかの府庁でカジノを合法化する法律が成立すれば同時に当該地域と関連した府県もある」と回答している。							1080010	島田市	観光産業特区	カジノ特別法制定(デザインフロント)の創設
	0100040	現金を賭けスロットマシンやルーレット等に興じることは、刑法上の賭博罪に該当すると思われる行為であるが、現金賭博改革会議の開催がまだ完了していない。刑法に関するものは特区制度の対象外とされている。		現金を賭けスロットマシンやルーレット等に興じることは、刑法上の賭博罪に該当すると思われる行為であるが、現金賭博改革会議の開催がまだ完了していない。なお、法務省は「刑法改正により特定の地域のみその適用を許すことはできず、カジノを刑法3章の賭博罪から外すことはできないが、刑法3章による合法化については、いずれかの府庁でカジノを合法化する法律が成立すれば同時に当該地域と関連した府県もある」と回答している。							2013010	珠洲にシスベガス	産業振興観光カジノ産業特区	カジノに係る賭博罪、賭博等の罰則の特典又は特別法の整備
地方自治体が、古物営業を行う場合の古物営業法の適用除外	0100050	提案の具体的な内容について、提案者に対して照会し、特例について整理が済んでいない。具体的に検討の上、回答された。	古物商の遵守事項を履行しない営業者に対する罰則等の処分は、正規の古物商と比較して厳格なものとなり、負担せずして罰則等処分の追及を要するおそれがある。さらに、近接した古物取引店に発生すれば、そのような事業者は、インターネット等を通じて交際した罰則等が持ち込まれることが懸念される。このため、罰則その他の犯罪の防止と被害の回復が困難なという弊害は、どの程度に及ぶと評価されるか。この点、現金賭博改革会議中とりまとめ第2(4)においても、「刑法に関するものは特区制度の対象外とする」とされている。方、取り決めの出直しは、警察庁の警察官に厳格な罰則を要すれば足り、また、古物の受取り場所の制限は、八潮市があるような市の関係施設等柔軟な運用が可能であるので、特例を設ける必要はないと見なしている。	C							2048040	堺市工業団地	国際商業特区	カジノの合法化
	0100060	提案の具体的な内容について、提案者に対して照会し、特例について整理が済んでいない。具体的に検討の上、回答された。	事業所の在庫品を仕入れて売却する場合は、通常、古物営業に当たらないことから、古物営業法の適用はない。	E							1271010	八潮市	リサイクル推進特区	古物営業法に於いて、古物営業を行う場合、公安委員会等の許可を要しない等の規制があるが、特例を設けることについては、この法律の趣旨と一致する。
高速道路における自己責任による高速走行の可能な	0100070	高速道路の制限速度は、安全かつ円滑に車両が走行できるように道路の状況、車線数等の道路構造や交通量、安全施設の整備状況などを勘照して高速道路の区間で定めていることである。高速道路においては、道路状況に応じた死亡事故が発生している上、一旦交通事故が発生した場合には、救助が困難な状況に陥りやすい。周囲の多数の車両を巻き込む重大事故が発生していることである。このような状況下において、運転者の自己責任による高速走行を認めることはできない。			C						2020010	個人	高速道路における規制緩和の容認。道路状況に応じた規制	道路交通法における速度制限

種別	管理コード	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各府庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内訳の見直し	各府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各府庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内訳の見直し	提案主体	特区構想名	規制の特典事項(事項名)
商店街全体の道路を無制限駐車等として活用する規制の特典	010000	駐車禁止規制の見直し、パーキングチケット、パーキングレーターの設置等について所轄警察署長に相談していたきたい。	提案にあるとおり、特区において道路交通法44条の規制の取扱いを相談した。また、7種の道路使用許可の取扱いを明確化する。また、実地調査できないが、具体的に検討して回答されたい。	前記回答で駐車禁止規制の見直しやパーキングレーターの設置を例示したのは、要請目的を達成するため一時的に用いられるべきものであって、道路交通法44条の「駐車許可」の運用は警察の裁量によるが制度上不可能であるとはしていない。また、恒久的な規制の見直しは、道路使用許可によることはできない。したがって、いづれにせよ、実施可能かどうか、どのような方法によるのか、都道府県警察と相談していただきたい。	D-1		道路交通法44条に基づく駐車可の道路確保等は、警察の検閲や人の乗降が多量に発生し、当該道路及び周辺交通状況から中を歩けない歩行者も発生し、通行人の安全確保が困難となる。5m以上確保できる道路を対象に設置の要請を判断することとしている。		D-1	2043010	台町商店街振興組合	商店街無制限駐車の特典	商店街全体の道路を無制限駐車等として活用する規制の特典
中心市街地における歩道の確保のための停止期間の延長	010000	駐車禁止規制の見直し、パーキングチケット、パーキングレーターの設置等について所轄警察署長に相談していたきたい。	提案書の要請内容は、5分の路上駐車の間隔を15分に延長してほしいというものである。これについて具体的に検討の上回答されたい。	道路交通法による交通規制は地域・区画・場所ごとにきめ細かな対応ができるよう道路標識等の設置管理により行うこととされており、前記回答の通り、現在駐車禁止規制が行われている区画において駐車延長を認めようとする場合は、当該規制の範囲やパーキングレーターの設置等により対応することが予定されており、例外的な取扱いを必要とする必要はある程度一定義務を達成することによって認められない。また、実施可能かどうか、どのような方法によるのか、都道府県警察と相談していただきたい。	D-1					1411010	堺川市	堺天守パーキング特区	道路交通法の駐車時間規制の緩和
違法停車及び違法駐車等の罰則強化及びシッター等による歩道の確保	010010	1)規制改革の推進に関する第2次答申(平成14年12月1日)総合規制改革会議の議事録(及び答申)に対する対応方針(平成14年11月1日)第10号(案)に「駐車違反の罰則強化を幅広く行うことである。駐車違反に関する法制度の抜本的な見直しを、平成15年度中に結論を得る。」とある。	堺市の提案内容は、総合規制改革会議の議事録(及び答申)に対する対応方針(平成14年11月1日)第10号(案)に「駐車違反の罰則強化を幅広く行うことである。駐車違反に関する法制度の抜本的な見直しを、平成15年度中に結論を得る。」とある。具体的な検討の上、回答されたい。	駐車違反に関する法制度の抜本的な見直しは、駐車違反が国民に最も身近な交通規制の一つであることから、広く各府庁からの意見を踏まえる必要があるとされている。また、違法停車及び違法駐車等の罰則強化については、シッター移動の決定権限は捜査活動と一体的である。したがって、前記の提案内容を実施するに当たっては、市町村が捜査活動を行うこととなる。公安委員会等の権限、権限の委任等を主に考える。市町村の意見等を踏まえ、検討していただきたい。	C					1290010	堺市	安心・安全改革特区(違法停車及び違法駐車等の罰則強化)の市町村への移管	違法停車及び違法駐車等の罰則強化の市町村への移管
				駐車違反に関する法制度の抜本的な見直しは、駐車違反が国民に最も身近な交通規制の一つであることから、広く各府庁からの意見を踏まえる必要があるとされている。また、違法停車及び違法駐車等の罰則強化については、シッター移動の決定権限は捜査活動と一体的である。したがって、前記の提案内容を実施するに当たっては、市町村が捜査活動を行うこととなる。公安委員会等の権限、権限の委任等を主に考える。市町村の意見等を踏まえ、検討していただきたい。									

